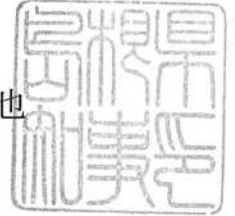


原 第 6 8 7 号
令和5年12月8日

中国電力株式会社

代表取締役社長執行役員 中川 賢 剛 様

島根県知事 丸 山 達 也
(防災部原子力安全対策課)



島根原子力発電所1号機の廃止措置に係る原子炉本体周辺設備等
解体撤去期間(第2段階)及び全体工程について(回答)

「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定」第6条第3項の規定に基づき、2023年8月8日付け島原本企第2号で事前了解願いのあった標記の件について、了解します。

このたびの了解に当たっては、下記事項について適切に対応されるよう要請します。

また、出雲市、安来市、雲南市並びに米子市及び境港市の意見を踏まえた鳥取県から別添の意見の提出があり、これを添付するので、本県の要請事項と同様、適切に対応されるよう要請します。

記

1. 住民の安全確保及び環境の保全を図ることを最優先に、関係法令及び安全協定等を遵守し、廃止措置を適切かつ着実に実施すること。
2. 廃止措置の実施状況や計画等について、島根県、松江市、出雲市、安来市、雲南市、鳥取県、米子市及び境港市（以下「関係自治体」という。）などに対して、引き続き、丁寧な情報提供を行うこと。
3. 使用済燃料の全量搬出・譲渡しの適切な実施に向け、引き続き具体的な検討を行うとともに、搬出等を着実に進めること。
4. 廃止措置に伴い発生する放射性廃棄物等の保管・管理を適切に行うとともに、確実な処分等について、引き続き具体的な検討を進めること。
5. 地震等の自然災害や万が一の不測の事態への対応を含め、廃止措置の段階に応じた安全対策を確実に講じること。

6. 廃止措置に当たっての安全対策については、設備面での対応だけでなく、組織・人員体制、教育及び訓練といった人的な対応に関しても、引き続き適切な取組を行うこと。
7. 機器の除染や設備の解体等、廃止措置の作業を進めるに当たっては、作業ルールの遵守はもとより、作業員の被ばく低減対策等の安全管理を徹底し、また、周辺環境への影響防止の観点から、放射性物質の漏えい防止対策に万全を期すこと。
8. 原子力防災対策については、万が一の原子力災害に備えて、一般住民及び要支援者が迅速かつ安全に避難できるような対策を、関係自治体とよく連携して行うこと。
9. 地元企業への工事発注など、地域振興に特段の配慮をするとともに、その具体的な内容を明らかにすること。